令和５年　東川町議会　第２回臨時会　会議録

１．招集年月日　　令和５年３月 31 日
２．招 集 場 所　　東川町議会議場
３．開　　会　　令和５年３月 31 日　　午前９時 30 分
４．閉　　会　　令和５年３月 31 日　　午後１時 45 分
５．会　　期　　１日間
６．応 招 議 員　　仮議席１番　飯　塚　達　央　　仮議席２番　尾　崎　紀　子
　　仮議席３番　薦　田　敏　次　　仮議席４番　今　　綾
　　仮議席５番　杉　本　岳　大　　仮議席６番　高　橋　　恵
　　仮議席７番　津　谷　俊　弘　　仮議席８番　鶴　間　松　彦
　　仮議席９番　能　登　暢　吉　　仮議席10番　藤　倉　智恵子
　　仮議席11番　安　原　芳　博　　仮議席12番　山　家　祥　幸
７．不応招議員　　な　し
８．出 席 議 員　　応招議員に同じ
９．欠 席 議 員　　な　し
10．地方自治法第１２１条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

町　長	菊　地　　伸	産業振興課主幹	工　藤　和　博
教　育　長	杉　山　昌　次	旭岳ﾋﾞｼﾞﾀｰｾﾝﾀｰ所長	三　島　光　博
会計管理者	西　原　　香	都市建設課長	矢ノ目　俊　之
企画総務課長	佐　藤　文　泰	診療所事務長	金　山　裕　之
適疎推進課長	窪　田　昭　仁	農業委員会会長職務代理	梶　畑　直　敏
保健福祉課長	佐々木　英　樹	農業委員会事務局長	北　口　由美子
税務定住課長	吉　原　敬　晴	生涯学習推進課長	佐々木　貴　行
文化交流課長	藤　井　貴　慎	子ども未来課長	藤　川　裕　充
写真の町課長	竹　田　慶　介	選挙管理委員会委員長	西　川　宗　孝
東川スタイル課長	高　石　大　地	代表監査委員	安　井　繁　光

11．本会議に職務のため出席した者の職氏名
　　事務局長　本多　大樹　　次長　塚原　裕美　　書記　柳澤　奨一郎
12．町長提出議案の題目
　　議案第１号　監査委員の選任について
　　議案第２号　令和４年度 東川町一般会計補正予算（第 11 号）について
　　議案第３号　副町長の選任について
13．議会提出議案の題目
　　仮議席の指定
　　選挙第１号　議長の選挙について
　　選挙第２号　副議長の選挙について
　　選挙第３号　大雪消防組合議会議員の選挙について
　　選挙第４号　大雪清掃組合議会議員の選挙について
　　選挙第５号　大雪葬斎組合議会議員の選挙について
　　選挙第６号　大雪地区広域連合議会議員の選挙について
　　議席の指定について
　　常任委員会委員の選任について
　　議会運営委員会委員の選任について
　　発議案第１号　議会報編集特別委員会の設置及び委員の選任について
　　閉会中の所管事務等調査の申し出（総務文教常任委員長）
　　閉会中の所管事務等調査の申し出（産業建設常任委員長）
　　閉会中の所管事務等調査の申し出（議会運営委員長）

14. 議　事　日　程　　臨時議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
15. 会議録署名議員　　臨時議長は、会議録署名議員に次の２人を指名した。
　仮議席 10 番　藤倉智恵子議員、仮議席 11 番　安原芳博議員。

○開　会　開議

事務局長（本多大樹君）	私は、議会事務局長の本多と申します。 町長、町議会議員選挙後、初の議会となります。 令和５年東川町議会第２回臨時会の開会にあたり、菊地町長より御挨拶をいただきます。

○招集者挨拶

町長（菊地伸君）	（登壇） 皆さん、おはようございます。 令和５年東川町議会第２回臨時会を開催するにあたり、一言御挨拶を申し上げます。 まずは、このたびの東川町議会議員選挙におきまして、当選の栄に浴され議会議員となられた皆様に心よりお祝いを申し上げます。 そして、本日は初議会でございますから、第２回臨時会が前松岡町長より招集されたところであり、本日は議員の皆様全員の出席をいただき、ありがとうございます。本日、町長の提案事項につきましては、副町長の選任議案を含めて３件でありますので、よろしくお願いをいたします。 また、私事になりますけれども、先日の町長選挙におきまして、無投票にて当選をさせていただきました。 無投票という結果は、東川町の町づくりの進展に際し、行政と議会、そして町民の皆様が同じ方向を向き、一緒につくり上げてきた成果によるものと感じており、現在の素晴らしい町をしっかりと継続し、さらに発展させてほしいという皆様の意思と期待の表れだと感じているところです。 今、今後の町政を担う重責を心から感じているところでありますが、５期20 年を務め勇退された松岡前町長が一貫して進めてきた「住民の福祉向上」という考えの下、実行、実現してきた様々な政策を徹底して活かすとともに、東川町が持つすばらしい価値である豊かな自然環境と田園景観、街並みが形成する環境、そして、農業・商工業・観光業などの産業が生活の基盤となる地域経済をしっかりと支えていくこと、さらにはそのような環境を町で暮らす全ての人々が共有し、お互いに理解し合い、同じ町民として東川町に暮らす誇りとすばらしさを感じていること、これらが、東川町の最大の魅力であることを改めて皆さんと共有させていただき、新しい未来の町づくり、そして、新たな課題の解決に取り組んでまいります。 議決機関である議会と執行機関の町長はじめとする行政は、町の未来のため、町民の暮らしのためにお互いの立場を理解し合い、力を合わせて進めていくことが重要であると考えています。 議員の皆様とは、これまで進めてきた内容や成果を共有し合うとともに、対話をしながら、よりよい町づくりを進めていきたいと思いますので、皆様の御理解と御協力を心よりお願いを申し上げます。 なお、行政執行に対する考えなどについては、今後の臨時会及び６月の定例議会において提案をしていきたいと考えております。 以上簡単ではありますが、本初議会招集にあたりましての御挨拶とさせていただいます。 ありがとうございます。

○臨時議長の紹介

事務局長 （本多大樹君）	続きまして、本臨時会は、一般選挙後、初めての議会となりますので、地方自治法第 107 条により、議長が選挙されるまでのあいだ、出席議員の中で年長の議員が、臨時議長の職務を行う規定となっています。 出席議員中、年長の議員は、鶴間松彦議員ですので、臨時議長の職をお願いいたします。 鶴間議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長挨拶

臨時議長 （鶴間松彦君）	（登壇・着席） ただいま御紹介をいただきました、鶴間松彦でございます。 仮議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議員自己紹介

臨時議長 （鶴間松彦君）	議員の方々の自己紹介をお願いしたいと思います。 それでは、改選後、最初の議会ですので、議会運営に関する先例により、ただ今の議席順に自己紹介をいただきます。 順次、議長席に向かって右側から登壇し、自己紹介終了後は、左から降りて議席に戻ってください。 それでは、仮議席１番、飯塚達央議員からお願いいたします。
仮議席１番 （飯塚達央君）	（登壇） 皆さん、おはようございます。今日より２期目に入りました飯塚達央です。 １期目におきましては、分からないことは、分からないということを物おじせずに、積極的に発言してまいりました。 ２期目も同じようにしていきたいと思っておるのと、併せて、新任議員さんも４名入りましたので、皆さんが発言しやすいような環境づくりに努めていきたいと、このように考えております。 それで、議員の中の議論を深めることによって、町民の皆さんの信頼を獲得できるように努めていきたいなあ、こんなふうに考えております。 それから、この後、選挙が行われますが、先ほど副議長ということで、手上げをさせていただいております。 ぜひ、その職を務めていきたいなあと、こんなふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。
仮議席２番 （尾崎紀子君）	（登壇） 皆さん、おはようございます。初めまして。 今回、初当選させていただきました、尾崎紀子と申します。 私は、大人も子どもも、心の居場所がある町、そして、自分らしく生きられる町、そんな町を目指して活動していきたいと思っております。 今日は、心臓が外に出てるんじゃないかと思うくらいドキドキしていますが、よろしくお願いいたします。 今後とも、お力添えをよろしくお願いいたします。

仮議席３番（薦田敏次君）

（登壇）
４期目になります。薦田敏次といいます。
今回、４期ということで、長くなってるのかなとは思いますけども、今までどおり皆さんの意見を小さい意見を拾い上げて、町政に届けていけるような、そういう議員でありたいなと思っております。
皆様方の力を借りて、しっかりと町政の中で、しっかり皆様の意見をいっぱい届けていける、そういう議員になっていきたいと思いますんで、よろしくお願いします。

仮議席４番（今綾君）

（登壇）
皆さん、おはようございます。初当選しました、今綾です。
本日は、とても緊張しているんですけども、今日この日を無事迎えられたことをとても嬉しく思っています。
分からないことや不慣れなこと多くあるんですけども、分からないなりにも、４年間一生懸命頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

仮議席５番（杉本岳大君）

（登壇）
皆さん、おはようございます。２期目となります、杉本岳大です。
私は仕事柄、福祉の活動をしております。
私のこの４年間、これからの４年間も住民の福祉の向上に向けて、それを第一と考えて、活動してまいりたいと思います。
４年間、どうぞよろしくお願いいたします。

仮議席６番（高橋恵君）

（登壇）
皆さん、おはようございます。高橋恵です。
本日は、新人の当選いたしまして、とても今緊張していますが、私自身…
（「マスク取って」と叫ぶ声あり。）
今、子育てもしながら、少しだけ農家さんのお仕事もしながら、町民の皆様とふれあいながら頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

仮議席７番（津谷俊弘君）

（登壇）
おはようございます。
津谷俊弘 64 歳、歳はいってますけども、１回生でございます。
よろしくお願いします。

仮議席９番（能登暢吉君）

（登壇）
３期目になります、能登暢吉でございます。
私は、町民側に立って、常に町民目線でそういった気持ちで、また、新たな気持ちを持ちまして、また４年間務めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

仮議席 10 番（藤倉智恵子君）

（登壇）
皆さん、おはようございます。
私、４期目を昨日で終わりまして、５期目に入りました。
一人、二人の女性議員の中で、今回は３人超えて、４人議会に入りました。
そんなことで、私は、女性議員の仲間とまた東川の町をより良く、今以上

	により良くしたいと思いまして、皆さんと協力し合って、４年間やっていきたいと思います。私もこの後、副議長候補でまいりたいと思います。 皆さんどうぞ、よろしくお願いいたします。
仮議席 11 番（安原芳博君）	（登壇） 安原芳博と申します。今回で４期目であります。 私は、福祉の増進を旨とし、町民の皆様方のやはり住みよい、暮らしやすい町づくりと、私自身の考えは、この日本は、今後福祉国家を目指すというのが、私の信条です。 今後ともよろしくお願い申し上げます。
仮議席 12 番（山家祥幸君）	（登壇） おはようございます。２期目に入りました山家祥幸です。 私の信条は、スポーツを通して町づくりをするということでございます。 今後、福祉の向上のために、町民目線で議員活動を行っていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしく、御指導、御鞭撻のほど、お願い申し上げます。
臨時議長（鶴間松彦君）	自己紹介の最後になります。鶴間松彦と申します。 ６期目の議会に選ばさせていただきました。 過去、５期 20 年間、一度も欠かさず一般質問をして、行政と共に、町民の皆さんの要望を行政に届けながら、町づくりについて、意見交換をさせていただきました。 今後４年間も引き続き、頑張って一般質問等で町民の皆さんの願いを実現できるように頑張ってまいりたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。 以上で、自己紹介を終わります。

○開会宣告

臨時議長（鶴間松彦君）	ただいまの出席議員は 12 名で開議定足数に達しております。 よって、令和５年東川町議会第２回臨時会は成立しますので、開会いたします。これより直ちに本日の会議を開きます。

○日程第１　仮議席の指定

臨時議長（鶴間松彦君）	日程第１「仮議席の指定」を行ないます。 仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

○日程第２　会議録署名議員の指名

臨時議長（鶴間松彦君）	日程第２「会議録署名議員の指名」を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、臨時議長において指名をいたします。 仮議席 10 番　藤倉智恵子議員、仮議席 11 番　安原芳博議員を指名いたします。

○日程第３　選挙第１号　議長の選挙

臨時議長（鶴間松彦君）	日程第３、選挙第１号「議長の選挙」を行います。 選挙は投票で行います。 議場の出入り口を閉鎖いたします。 ただいまの出席議員は 12 名です。 次に、立会人を指名いたします。 会議規則第 32 条第２項の規定及び東川町議会運営に関する先例により、臨時議長において指名をいたします。 仮議席１番　飯塚達央議員、仮議席２番　尾崎紀子議員を立会人に指名いたします。 投票用紙を配ります。 投票用紙の配付漏れは、ございませんか。（「なし」の声あり。） 配付漏れなしと認めます。 投票箱を点検します。（「確認お願いいたします。」の声あり。） 異常なしと認めます。 これより、投票を行いますが、念のため申し上げます。 投票は、単記無記名です。 投票用紙に、被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて議長席に向かって右から登壇して、投票してください。 投票後は、左から議席に戻ってください。 先例により、事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いいたします。
事務局長（本多大樹君）	それでは、お名前を読み上げます。 仮議席番号　１番　飯塚　議員 ２番　尾崎　議員 ３番　薦田　議員 ４番　今　　議員 ５番　杉本　議員 ６番　高橋　議員 ７番　津谷　議員 ９番　能登　議員 10番　藤倉　議員 11番　安原　議員 12番　山家　議員 最後に　臨時議長　鶴間　議員 以上です。
臨時議長（鶴間松彦君）	投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり。） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。
飯塚議員と尾崎議員は、開票の立会をお願いいたします。
どうぞ。
（飯塚議員、尾崎議員登壇し、開票立会）

議長選挙の結果を報告いたします。
投票総数 12 票。
これは先ほどの出席議員数に符号しております。
そのうち、有効投票 12 票、無効投票０票。

この選挙では､公職選挙法第 95 条第１項第４号の規定が準用されますので、有効投票の４分の１となる３票が法定得票数となります。

投票結果は、次のとおりです。
能登議員　７票
薦田議員　５票　となりました。

よって、能登暢吉議員が議長に当選されました。
議場の出入り口を開きます。

ただいま議長に当選された能登暢吉議員が議場におられます。
会議規則第 33 条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選された能登議員から発言を求められておりますので、これを許します。
能登議員、どうぞ御登壇ください。

仮議席９番（能登暢吉君）

（登壇）
皆様、おはようございます。
議長就任にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。
今回の議会議長選挙におきまして、４名の新人議員が誕生しております。
全国町村議会の女性議員の割合は、11.7％だそうです。
東川町では、３割を超える女性議員が女性議員となり議会もさらに、活発化するものと、期待をするところでございます。
このたび、議長選におきまして、議員各位の支援をいただき、身に余る光栄であります。謹んでお受けしたいと思います。
皆様の御期待に応えていけるかどうか、不安ではございますが、誠心誠意を尽くして、公正公平を旨として、円満で活発な議会運営を目指したいと存じます。
町民の皆さんの福祉向上のため、行政と共に、一歩でも二歩でも前に進められるように、努力を重ねたいと思っております。
今後とも、町民の皆様の心温まる御支援、御協力を賜りたいと願っております。
また、菊地町長をはじめまして、行政執行部の皆様の御協力、御指導、また、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
議会に対する町民の皆様の期待も大きなものがありまして、その責任も重

いものと認識しているところでございます。
重ねて皆様の協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

臨時議長（鶴間松彦君）　これで、臨時議長の職務は全て終了いたしました。
大変、御協力ありがとうございました。

それでは、能登議員、議長席にお着きください。
（臨時議長自席へ、能登議長が議長席に着席）

議長（能登暢吉君）　会議進行の打合せのため、暫時休憩いたします。（休憩宣告 10：30）

○日程第４　会期の決定

議長（能登暢吉君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（再開宣告 10：31）

日程第４「会期の決定について」を議題といたします。
本臨時会の会期は、本日１日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日１日間と決定いたしました。

○日程第５　諸般の報告

議長（能登暢吉君）　日程第５「諸般の報告」を行います。
町長から報告事項がありましたら、報告していただきます。

町長（菊地伸君）　ありません。

議長（能登暢吉君）　町長からの報告事項はございません。
議会からの報告事項は、別紙のとおりでございます。
以上で諸般の報告を終わります。

○日程第６　選挙第２号　副議長の選挙

議長（能登暢吉君）　日程第６、選挙第２号「副議長の選挙」を行います。
選挙は投票で行います。
議場の出入り口を閉めてください。

ただいまの出席議員は 12 人です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第 32 条第２項の規定及び東川町議会運営に関する先例により、議長において指名します。
仮議席３番　薦田敏次議員、仮議席４番　今綾議員を指名いたします。

それでは、投票用紙を配ります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり。）
配付漏れは、なしと認めます。

投票箱を点検します。（「確認お願いいたします。」の声あり。）
異常なしと認めます。

これより、投票を行っていきますが、念のため申し上げます。
投票は、単記無記名で、投票用紙に、被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて議長席に向かって右から登壇し、投票してください。
投票後は、左から降りて議席に戻ってください。

先例により、事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いいたします。

事務局長（本多大樹君）

それでは、お名前を読み上げます。
仮議席番号　１番　飯塚　議員
２番　尾崎　議員
３番　薦田　議員
４番　今　　議員
５番　杉本　議員
６番　高橋　議員
７番　津谷　議員
８番　鶴間　議員
10番　藤倉　議員
11番　安原　議員
12番　山家　議員
最後に　　議長　能登　議員。

議長（能登暢吉君）

投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり。）
投票漏れなしと認め、投票を終わります。

次に、開票を行います。
薦田議員、今議員、開票の立会をお願いします。
（薦田議員、今議員登壇し、開票立会）

それでは、副議長選挙の結果を報告します。
投票総数 12 票。これは先ほどの出席議員数に符号します。
そのうち、有効投票 12 票、無効投票０票。
この選挙では、公職選挙法第 95 条第１項第４号の規定が準用されますので、有効投票の４分の１となる３票が法定得票数となります。

投票結果は、
飯塚達央議員　　６票
山家祥幸議員　　５票
藤倉智恵子議員　１票　となりました。

よって、飯塚達央議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

ただいま副議長に当選されました飯塚達央議員が議場におられます。
会議規則第 33 条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

ただ今、副議長に当選されました飯塚達央議員から発言を求められていますので、これを許します。
飯塚達央議員。

仮議席１番（飯塚達央君）

（登壇）
ただいま副議長に選任していただきました飯塚達央です。
ありがとうございます。
２期目ということで、若輩者でありますが、能登議長を支える役、それから、先ほど申し上げたとおり、新任であろうと、性別関係なく、期数に関係なく皆さんが活発な発言、議論が出来るような議会につくり上げていきたいと思っております。
何分、経験も知識もまだまだ不足しておりますので、議員の皆さんのお力添えをここで申し上げていきたいと思います。
４年間、何かありましたら、気軽に声かけていただければと思っております。
それから、町民の皆様におきましても、開かれた議会ということで、目指しておりますので、意見交換会等も予定はしておりますが、町で見かけましたら気軽に町政に対して議会のほうに声をかけていただければ幸いでございます。
以上、よろしくお願いいたします。

○日程第７　議席の指定

議長（能登暢吉君）

日程第７「議席の指定」を行います。
議席の指定にあたっては、先例により、抽選で行うこととし、仮議席の番号順にくじで行います。
議席の指定にあたっては、先例において、議長の議席は最終番号の 12 番、副議長の議席はその前の 11 番となりますので、御承知おきお願いします。
それでは、議席抽選のため、暫時休憩いたします。（休憩宣告 10：44）

会議を再開いたします。（再開宣告 10：49）
議席は、会議規則第４条第１項の規定により、議長が定めます。
氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

事務局長（本多大樹君）

それでは、議長が定める指定議席を読み上げます。
１番　山家　祥幸　議員
２番　安原　芳博　議員
３番　鶴間　松彦　議員
４番　津谷　俊弘　議員
５番　藤倉智恵子　議員
６番　杉本　岳大　議員
７番　今　　綾　議員
８番　薦田　敏次　議員

９番　高橋　　恵　議員
10番　尾崎　紀子　議員
11番　飯塚　達央　議員
12番　能登　暢吉　議員
以上です。

議長（能登暢吉君）　ただいま朗読のとおり、議席を指定します。
ここで、暫時休憩します。（休憩宣告 10：50）
休憩中に、それぞれ指定された議席に氏名標を持参して移動してください。

○日程第８　常任委員会委員の選任

議長（能登暢吉君）　会議を再開します。（再開宣告 11：23）

日程第８「常任委員会委員の選任」を行います。
常任委員の選任は、委員会条例第７条の規定により、議長が会議に諮って指名するものであります。
委員の定数は、委員会条例第２条の規定により、総務文教常任委員会６名、産業建設常任委員会６名であります。
所属常任委員会と氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長（本多大樹君）　議長が指名する常任委員会及び氏名を読み上げます。
総務文教常任委員会の委員から始めます。
１番　山家　議員
３番　鶴間　議員
４番　津谷　議員
５番　藤倉　議員
９番　高橋　議員
11番　飯塚　議員
以上６名です。

次に、産業建設常任委員会の委員は、
２番　安原　議員
６番　杉本　議員
７番　今　　議員
８番　薦田　議員
10番　尾崎　議員
12番　能登　議員
以上６名です。

議長（能登暢吉君）　ただいま朗読のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、ただいま指名したとおり、選任することに決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。（休憩宣告 11：25）
休憩中に各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

議長（能登暢吉君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。（再開宣告 11：42）
休憩中に各常任委員会において、委員長・副委員長の互選が行われました。
その結果が議長の手元に届いておりますので報告いたします。

総務文教常任委員長には、山家祥幸議員、副委員長には、藤倉智恵子議員。
産業建設常任委員長には、薦田敏次議員、副委員長には、杉本岳大議員がそれぞれ選任されました。

○議長の常任委員会委員の辞任

議長（能登暢吉君）　ここで、先例に従い、議長として常任委員会委員を辞任したいと思いますので、議長の職務を副議長と交代します。
暫時休憩いたします。（休憩宣告 11：44）

副議長（飯塚達央君）　会議を再開します。（再開宣告 11：44）
議長に代わって、議事を進めます。
「議長の常任委員の辞任について」を議題とします。
常任委員の辞任は、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象になりますので、議長は退席しています。
ただいま、産業建設常任委員に選任されました議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でなく、また、行政実例においても議長の辞任は認められていますので、常任委員を辞任するものです。
辞任について許可することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、議長の常任委員の辞任については、許可することに決しました。

議長の除斥を解き、議長交代のため暫時休憩します。（休憩宣告 11：46）

○日程第９　議会運営委員会委員の選任

議長（能登暢吉君）　会議を再開します。（再開宣告 11：47）

日程第９「議会運営委員会委員の選任」を行います。
議会運営委員の選任は、委員会条例第７条の規定により、議長が会議に諮って指名するものであります。
委員会条例第４条の２第２項の規定により、委員の定数は、５名であります。
議会運営委員の氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長（本多大樹君）　それでは、議長が指名する議会運営委員の氏名を読み上げます。
１番　山家　議員
２番　安原　議員
３番　鶴間　議員
８番　薦田　議員

11番　飯塚　議員
以上５名です。

議長（能登暢吉君）　ただいま朗読のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。（「異議なしの声あり。」）
異議なしと認め、ただいまの指名とおり、議会運営委員を選任することに決しました。
ここで、暫時休憩いたします。（休憩宣告 11：48）
休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

休憩前に引き続き、会議を再開します。（再開宣告 11：58）
休憩中に委員長及び副委員長の互選が行われました。
その結果が議長の手元に届いておりますので報告します。
議会運営委員長には、鶴間松彦議員、副委員長には、安原芳博議員が、それぞれ選任されました。

昼食休憩に入ります。
再開は、１時ちょうどといたします。（休憩宣告 11：58）

○日程第 10　発議案第１号　議会報編集特別委員会の設置及び委員の選任

議長（能登暢吉君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（再開宣告 13：00）

日程第 10、発議案第１号「議会報編集特別委員会の設置及び委員の選任について」議題といたします。
お諮りいたします。
議会報は、議会活動の状況を広く町民に周知する広報媒体として、これまで 196 号を発行してきました。
先日開催されました第１回定例会においても、議会報編集特別委員長から報告があったように、引き続き特別委員会を設置して活動を継続すべきと考えます。
よって、お手元の議案書のとおり、名称は「東川町議会報編集特別委員会」とし、委員の数は「６名」、設置期間は「本日から２年間」、編集及び発行は、「閉会中も継続するもの」としたいと考えますが、これに異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、議会報編集特別委員会は設置されました。

次に、委員の選任について、委員会条例第７条の規定により、議長が会議に諮って指名するものであります。
先例により、各常任委員会から推薦されました議員を指名します。
委員の氏名は、事務局長に朗読させます。

事務局長（本多大樹君）　それでは、議会報編集特別委員会の委員の氏名を読み上げます。
総務文教常任委員会から４番　津谷議員、９番　高橋議員。
産業建設常任委員会から６番　杉本議員、７番　今議員、８番　薦田議員、10番　尾崎議員、以上の６名となります。

議長（能登暢吉君）　ただいまの朗読のとおり指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、ただいまの指名のとおり、委員を選任することに決しました。
ここで、暫時休憩をいたします。（休憩宣告 13：03）
休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

休憩前に引き続き、会議を再開します。（再開宣告 13：10）
休憩中に委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので報告します。
議会報編集特別委員会、委員長は、薦田敏次議員、副委員長は、杉本岳大議員、以上のとおり互選されました。

○日程第 11～第 14　選挙第３号～第６号

議長（能登暢吉君）　次に、議事の進め方についてお諮りいたします。
日程第 11、選挙第３号「大雪消防組合 議会議員選挙」から日程第 14、選挙第６号「大雪地区広域連合 議会議員選挙」までの４件を一括して選挙を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、日程第 11、選挙第３号から日程第 14、選挙第６号までを一括して選挙を行うことに決しました。

お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第 118 条第２項の規定及び議会運営に関する先例により、指名推薦として、議長において指名することとなっております。
これに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は、指名推薦で行い、議長において指名することに決しました。

次に、選挙すべき議員の数は、各組合規約により、いずれも３名であります。
お諮りします。大雪消防組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合及び大雪地区広域連合の議会議員には、いずれも、議長・副議長・総務文教常任委員長の３名を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、ただいま指名したとおり、議長　能登暢吉議員、副議長　飯塚達央議員、総務文教常任委員長　山家祥幸議員が当選されました。

当選人となりました議員が議場にいますので、会議規則第 33 条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

○日程第 15　議案第１号　監査委員の選任について

議長（能登　日程第 15、議案第１号「監査委員の選任について」を議題といたします。

暢吉君）

本件は、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象となりますので、杉本岳大議員の退席を求めます。
（杉本岳大議員退席 13：13）

提案理由と議案の説明を求めます。
菊地町長。

町長（菊地伸君）

（登壇）
ただいま議題となりました議案第１号「監査委員の選任について」、同意を求めることにつきましては、能登暢吉議員の任期満了に伴い、後任の選任について同意を求めるものであります。
下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第１項の規定により、議会の同意を求める。
本日提出、町長名であります。
住所 [redacted]
氏名　杉本　岳大　氏
生年月日 [redacted]であります。
以上、提案申し上げますので、御審議いただき賛同賜りますよう、お願いいたします。

議長（能登暢吉君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
本件は人事案件につき、東川町議会運営に関する先例により討論を省略し、直ちに採決に移ります。
採決は、起立採決といたします。
原案どおり、同意することに賛成の議員の起立を求めます。（全員起立）
起立全員でございます。
よって、議案第１号「監査委員の選任について」は、原案どおり同意することに決しました。
杉本議員の除斥を解きます。
（杉本岳大議員着席 13：16）

○日程第 16　議案第２号　令和４年度東川町一般会計補正予算（第 11 号）について

議長（能登暢吉君）

日程第 16、議案第２号「令和４年度東川町一般会計補正予算（第 11 号）について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）

（登壇）
ただいま議題となりました　議案第２号「令和４年度東川町一般会計補正予算（第 11 号）について」の提案理由と補正内容について御説明申し上げます。
１ページをお開きください。
令和４年度東川町の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。
第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億 8,052 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 164 億 6,362 万円とする。
第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
第２条、地方自治法第 213 条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。
今回の補正は、ひがしかわ株主事業及び地方創生応援税制などの寄附金整理と財源の基金への積立と特別交付税３月交付額の決定に伴う増額補正が主な内容でございます。
それでは、最初に歳出から説明をさせていただきますので、８ページ、９ページの事項別明細書を御覧ください。
２款総務費、職員給与費と、次の企画費、企画政策費、「写真の町」ひがしかわ株主事業は、「写真の町」ひがしかわ株主事業の寄附実績の見込みが１億円減額となるため、その６割分の6,000万円について、職員人件費対象分1,000万円を一般財源に振り替え、ひがしかわ株主事業のふるさと納税返礼品に係る経費、報償費 3,780 万円、手数料 720 万円、ふるさと納税寄附受付等委託料 500 万円、合計 5,000 万円について減額するものでございます。
また、財源内訳変更のみのため説明欄に表示がありませんが、北海道文化・日本遺産「大雪山」文化国内外発信事業は、事業に係る財源内訳について、一般財源を減額し、地方創生応援税制寄附金 1,060 万円を財源充当いたします。
次についても、説明欄に表示がありませんが、地方創生推進事業費、東川版「学生関係人口」構築プロジェクトは、次の地方創生応援税制費、人材育成環境等整備事業に財源充当している地方創生応援税制寄附金 1,000 万円を減額し、その分を東川版「学生関係人口」構築プロジェクトへ財源充当の変更を行うもので、一般財源については減額いたします。
次の３款民生費、社会福祉総務費、社会福祉対策事業は、事業に係る財源内訳について、一般財源を減額し、民生費寄附金 50 万 4,000 円を財源充当いたします。
次の 12 款諸支出金、基金費は、総額で２億 3,052 万 5,000 円を増額いたします。財源については、歳入歳出の差額分１億 3,445 万 8,000 円が余剰財源となることから、減債基金には、キトウシ保養施設整備事業分として 8,445 万 8,000 円の積み立てを行い、次の公共施設整備基金に 5,000 万円の積み立てを行います。
次の「写真の町」ひがしかわ株主基金事業は、２款総務費、「写真の町」ひがしかわ株主基金事業で御説明しておりますが、寄附実績により１億円減額の見込みとしているため、その４割分 4,000 万円について減額するものです。
次のまち・ひと・しごと創生基金事業は、企業版ふるさと納税及び商工費寄附として、次年度以降に実施する６事業に活用する寄附金総額１億 3,506 万 7,000 円について積立金を増額いたします。
次の未来を育む奨学基金事業は、教育費寄附として、次年度以降に実施する奨学事業に活用する寄附金総額 100 万円について、積立金を増額いたします。
歳出の説明については以上でございます。
続いて、歳入について、６ページ、７ページから説明をいたします。
最初に 11 款地方交付税については、交付額の確定に伴い、特別交付税で１億 3,005 万 4,000 円を増額するものでございます。
次の 18 款寄附金、一般寄附金は、寄附実績３件 330 万円を増額するもので、次の総務費寄附金、「写真の町」ひがしかわ株主事業寄附金については、歳出でも説明しましたとおり、寄附実績の見込みが８億円となり、１億円を減額するものでございます。

次の地方創生応援税制寄附金につきましては、歳出でも説明しましたとおり、企業版ふるさと納税として、６事業への寄附金が増額となるため、総額１億3,951万7,000円を計上いたします。
次の民生費寄附金は、１件で50万4,000円、次の商工費寄附金は、５件で615万円を増額、次の教育費寄附金は、１件100万円の寄附をいただいているところでございます。
以上が歳入の説明でございます。
次に、２ページに戻っていただき、第２表は繰越明許費の追加ですが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、新型コロナワクチン接種の特例臨時接種が令和６年３月まで１年間の延長、適用開始となったことから、668万5,000円を翌年度に繰り越して執行させていただくものでございます。
以上が議案第２号「令和４年度東川町一般会計補正予算（第11号)」の説明であります。
御審議の上、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（能登暢吉君）　これより、歳入・歳出及び繰越明許費、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。
８番、薦田議員。

８番（薦田敏次君）　今回、１億3,000万円特別交付税が入って来ておりますが、これの内訳をある程度分かれば、教えていただきたいなと思うんですけれども、今回のは、多分、国の予備費からのだと思いますけれども、物価高騰の追加の策が主になっているかと思ってはいるんですけど、その辺り分かる範囲で、大体どういう枠組みかを教えていただければと思います。

議長（能登暢吉君）　佐藤企画総務課長。

企画総務課長（佐藤文泰君）　今、御質問をいただきました、１億3,000万円の特別交付税でございますが、ここでは幾らというのは、細かくは把握は出来ていないんですけれども、今回３月分の交付決定として９億4,930万4,000円の交付がございます。
併せて、14億6,847万3,000円となっているところでございますが、先日、新聞でも記載があったかと思います。
大きくは、地域おこし協力隊が前年度よりも13名増えたということがあり、おおむねそれで大体7,000万円ほどなるのかなと思います。
あと、そのほかに原油価格の高騰、これによりまして、令和４年度大きく特別交付税が伸びたとこういうこともありまして、今回１億3,000万円となったというものでございます。以上でございます。

議長（能登暢吉君）　ほかに質疑ありませんか。
11番、飯塚議員。

11番（飯塚達央君）　「写真の町」ひがしかわ株主事業寄附金に関してなんですけども、９億円の見通し予算建てに対して、１億円も少なかったということで、今、ふるさと納税が、道内の主に道東のほうの海産物が獲れるところの地区において、際立って増えているという状況の中、東川町は残念ながら１億円もマイナスということで、そこの振り返りとして、どういったことが原因だったと捉えていらっしゃるのか、ということを御質問いたします。答弁お願いします。

議長（能登暢吉君）　高石東川スタイル課長。

東川スタイル課長（高石大地君）　ただいま御質問にありました、ふるさと納税での１億円の減額について御説明させていただきます。
こちら先ず、令和３年度決算でのふるさと納税は、９億 5,000 万円ということでありました。
そして、東川町のふるさと納税の収入、寄附をいただいている額、寄附の内容の 80％が約お米というような状況になっております。
そして、令和３年度産米を令和３年度決算でほぼ受けたところではありますが、令和３年度の寄附が好調だったということがあり、令和３年度産米が、東川町と東川町農協さんとで掌握していたお米が、令和４年１月、決算年度で言うと令和３年度中にお米を全量寄附として吐き出させていただいたという経緯がございまして、令和４年１月から令和４年産の新米が出来る時まで、お米の寄附のほうがさせていただけなかったという経緯があり、今回、１億円を令和４年度決算で落とさせていただくというようなことで、減額補正ということになっております。
そして、今後の対策としましては、10 億円のうち約 80％がお米ということで、８億円を寄附いただける相当分、トータル 10 億円を目指して、ＪＡひがしかわさんと連携をして、お米の総量を確保しているので、来年度以降は、減額とならないように、寄附のほうを推進していきたいと考えております。

議長（能登暢吉君）　ほかに質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
これをもって質疑を終結します。
これより、討論に入ります。（討論ありませんか。「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
議案第２号について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、議案第２号「令和４年度東川町一般会計補正予算（第 11 号）について」は、原案どおり可決されました。

○日程第７　議案第３号　副町長の選任について

議長（能登暢吉君）　日程第７、議案第３号「副町長の選任について」を議題といたします。
除斥の対象にはなりませんが、本人より退席の申し出がありますので、佐藤企画総務課長の退席を認めます。
（佐藤企画総務課長退席　13：20）

提案理由と議案の説明を求めます。
菊地町長。

町長（菊地伸君）　（登壇）
議案第３号、副町長の選任について、提案理由を申し上げます。
平成 29 年４月１日に副町長に選任された市川直樹氏、さらには、令和３年４月１日に就任された平田章洋氏につきましては、それぞれ令和５年３月 30

日をもって、退任する旨の申し出がありました。
　今回の議会におきまして、本日より私の東川町長としての任期が始まることに併せて、副町長２名の選任について、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。
　初めに、市川直樹氏は、[redacted]生まれの 60 歳で、昭和 56 年に東川町役場へ奉職し、職員として教育委員会を振り出しに、特別対策室次長、写真の町課長、議会事務局長、企画総務課長を歴任し、その後、平成 29 年４月からは、副町長として６年間にわたり、松岡町政の下、町の横断的な政策課題、及び政策上の重要案件について尽力をなされました。
　次に、佐藤文泰氏は、[redacted]生まれの 56 歳。昭和 61 年に東川町役場へ奉職。総務課を振り出しに、係職時代は、商工観光課、農林課を中心に産業全般の振興に関わり、課長職としては、子ども未来課長、産業振興課長、学校教育課長、企画総務課長など、多岐にわたる業務経験により、重要施策を担当する職を歴任しております。
　お二人は共に、温厚かつ実直な人柄で、職員からの信望も厚く、これまで培われた行政経験を生かし、副町長として、町民の福祉向上のさらなる実現に取り組んでいただけるものと確信するとともに、識見、人格ともに信頼できる人物であり、東川町副町長として適任であると考えております。
　なお、副町長としての任期につきましては、市川氏は、本日令和５年３月 31 日から令和９年３月 30 日、佐藤氏につきましては、令和５年４月１日から令和９年３月 31 日まで、それぞれ４年間とするものであります。
　以上、提案理由といたしますので、議会の同意を賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

議長（能登暢吉君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
　11 番、飯塚議員。

11 番（飯塚達央君）　副町長２名選出ということでありますが、多くの町で副町長１名が多いと思うんですが、東川町、今回からではないんですけども、２名の副町長を配する理由ということを改めて、菊地町長からお聞きかせいただけるでしょうか。答弁を求めます。

議長（能登暢吉君）　菊地町長。

町長（菊地伸君）　ただいま、飯塚議員から御質問いただきました２名の配置ということについて、御説明申し上げたいと思います。
　松岡町政の時代、第２期目だったかと思うんですが、二人体制ということで、副町長を二人選任をしたということの経緯がございます。
　副町長にする理由として、その当時、補助金等の貴重な財源をしっかりと把握をして、財源確保するということで、課長職の給料、そして、副町長の給料の差額については、二人体制にすることについて節穴なく、しっかりと財源確保するための事務を行おうと進めてきたところであります。
　その後、16 年度にわたり、副町長２名体制ということで、進めて来られましたけれども、私の任期が始まったことについて、最初は少し悩みもしましたけれども、同様に二人体制にさせていただき、それぞれ、総務・福祉部門、産業・建設部門ということを引き継いでいただいて、それぞれの課長さんのほうをまとめていただいて、重要政策等の推進にしっかりと取り組んでいき

たいということを考えております。
理由については、松岡町政と全く同じことを申し上げていることになりますけども、市川副町長については、現在、これまでの総務・福祉部門から、産業・建設部門のほうに担当を代わっていただき、佐藤副町長については、総務・福祉部門ということで、役割を少し代えさせていただいて、お願いをしたいと考えております。以上です。

議長（能登暢吉君）　ほかに質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
本件は人事案件につき、議会運営に関する先例により討論を省略し、採決に移りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認め、直ちに採決に移ります。
採決は、起立採決といたします。
市川直樹氏の副町長選任に同意することに賛成の議員の起立を求めます。
（全員起立）
起立全員でございます。
よって、市川直樹氏の選任については、同意することに決しました。

次に、佐藤文泰氏の副町長選任に同意することに賛成の議員の起立を求めます。（全員起立）
起立全員でございます。
よって、佐藤文泰氏の選任については、同意することに決しました。

ここで、市川、佐藤両副町長より、発言を求められておりますので、これを許します。
（市川副町長・佐藤企画総務課長入室　13：38）

副町長（市川直樹君）　（登壇）
議会本会議中の貴重な時間を拝借をいたしまして、発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。
ただいま私の副町長の選任に対しまして、議会の皆様方の御同意をいただき、心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。
先日の第１回定例会において、退任の御挨拶をさせていただいたばかりではありますが、これまで20年間にわたる松岡町政の後を受け、さらに成熟した町づくりを進めようと立起されました菊地町政の一員として御指名いただきましたことは、私にとって身に余る光栄なことであり、また、その責任の重さを痛感しているところでもございます。
菊地町長が抱く、町づくりへの思いと町の将来像を職員や皆様方としっかりと共有をし、菊地町長をしっかりと支えながら、将来にわたって東川らしい町づくりが進められるよう、心新たに最善を尽くす覚悟でございます。
引き続き、町づくりに取り組むことが出来ることに感謝をしながら、微力ではありますが、精いっぱい努めてまいりたいと思いますので、今後とも議会の皆様、そして、町民の皆様方の御指導、御支援をお願い申し上げ、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。
今後ともどうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。

議長（能登暢吉君）　佐藤副町長どうぞ。

企画総務課長（佐藤文泰君）　（登壇）
一言お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。
本議会開催中に貴重なお時間を頂戴し、このような挨拶をする機会をいただきまして、大変ありがとうございます。
また、このたびの副町長の選任にあたりまして、議員皆様の御同意をいただきましたことに対して、重ねて御礼を申し上げます。
副町長という職責の重さに身の引き締まる思いではございますが、これまで職員時代に培った経験とネットワークを生かしながら、東川町発展のために誠心誠意努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
御存じのとおり、本町は人口 8,600 人、道内でも数少ない人口が増えている自治体でございます。
また、定住人口のほか、本町の特色として、関係人口や交流人口が多い町でもございます。
このような特色を生かしながら、写真文化を核とした町づくりを進めているところでございますが、今後も引き続き、教育や子育て支援、高齢者支援、写真文化や産業の振興、移住施策、国際交流など、今までつくり上げてきたこの東川町の良いところを伸ばし、また、改めるところは改め、これから移住されてくる方や本町で暮らされている方、皆さんが安心して幸せに暮らせる町づくりを進め、住民の福祉向上のために、菊地町政に貢献してまいりたいと考えております。
菊地町長の新体制となって、重要なスタートの年でございます。
菊地町長の下、補佐役の一人として、本町の未来に向けて、職員と力を合わせながら一丸となり、一歩ずつ前に進んでいきたいと考えておりますので、これまで以上に議員の皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、就任にあたってのお礼の御挨拶とさせていただきたいと思います。
今後とも、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○日程の追加について

議長（能登暢吉君）　お諮りします。
お手元の議案書のとおり、各委員長から閉会中の所管事務等調査の申出書が提出されていますので、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

○日程第 17-１～第 17-３

議長（能登暢吉君）　日程第 17-１から第 17-３までは、各常任委員会の委員長及び議会運営委員長からの閉会中の所管事務等調査の申し出があります。
これを一括議題といたします。
申し出の内容は、各委員長から会議規則第 73 条の規定により提出された申出書のとおりです。
各委員長からの申し出のとおり、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、各委員長からの申し出のとおり承認することに決しました。

○閉　会

議長（能登暢吉君）	以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。 これで、令和５年東川町議会第２回臨時会を閉会します。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを証するためここに署名する。

東川町議会議長　　能登　暢吉

東川町議会臨時議長　鶴間　松彦

会議録署名議員　　藤倉　智恵子

会議録署名議員　　安原　芳博